

研修会提供規約

株式会社フレックスジャパン(以下「当社」とします)がお申し込みをされたお客様に提供する研修会(以下「研修会」とします)の提供条件は以下の規約(以下「本規約」とします)のとおりです。

なお、お客様の研修会または教材の当社へのお申し込みは、本規約のすべての条項にご承諾いただくこととお申し込みの条件とさせていただきます。

第1条 (適用)

- 1.当社のお客様に対する研修会の提供は、お客様が本規約のすべての条項に同意することを提供または販売の条件とします。
- 2.本規約の適用は当 Web サイト(<http://www.flexjapan.com/index.html>)に掲載された研修会に限ります。なお、掲載された研修会であっても、以下各号に定める研修会の取り扱いについては以下のとおりとします。
 - (1)一社研修としてのみ提供される旨の表示が付された研修会は当社とお客様間で締結する契約に基づき提供されるものとし、本規約は適用されません。
- 3.当社は当社の判断で本規約を変更できるものとします。なお、この場合当社はただちに当社 Web サイトに変更後の規約を掲示するものとします。ただし本規約の変更前に申し込みがなされた研修会については本規約の変更期日後の実施または提供であってもお客様の申し込み時に有効な本規約が適用されるものとします。
- 4.当社とお客様間で別途の合意がなされた場合を除き、すべての研修会、対し本規約が適用されるものとします。

第2条 (申込手続き)

- 1.研修会の受講または教材を申し込むお客様は当社所定の申込書に必要事項を記入のうえ FAX (FAX 番号 011-241-0862) にて送信するか、または当社申込みアカウント(apply@flexjapan.com)送信するかのいずれかの方法で研修会の受講を申し込むものとします。
- 2.当社は前項の申し込み受付後、当社よりお客様に請求書を郵送にて送付します。

なお、お客様が申し込んだ研修会の提供または教材の販売にかかる契約の成立は本号に定める当社からの上記書類の発送をもって成立します。また、満席による研修会の受付終了、または教材販売終了等の理由により受講または販売の申し込みを受付できない場合はお客様にその旨通知するものとします。

第3条 (代金のお支払)

- 1.お客様は研修会については研修会の開催日の 10 日前までに、また教材については請求書記載の期日までに前号に基づき当社がお客様に発行した請求書に記載された銀行口座に研修会代金を振り込むものとします。

なお、代金の振込に要する費用はお客様の負担とします。
- 2.研修会については前項の支払期限までに代金を支払わない場合、お客様の受講をお断りする場合があります。

第4条 (研修会の開催)

第2条第1項に基づきお客様と当社間で契約が成立しかつ前条に従いお客様が当社に代金の支払を完了した場合、当社は以下の方法によりお客様に研修会を提供します。

- (1)当社が指定した研修会会場にて研修会を提供します。なお受講の際は受講コース確認書を持参ください。

なお、お客様が研修会に出席しない場合であっても代金の返金はいりません。

第5条（お客様による取り消し）

お客様が当社に申し込んだ研修会または教材の申し込みを取り消す場合は以下に定めるとおりとします。

(1) 当社への連絡

当社の窓口（電話番号：011-242-4002、受付時間：当社休業日および土・日・祝日を除く 9:00～17:30）へ注文を取り消す旨申し出るものとします。

(2) 研修会の申し込みを取り消す場合の代金の取扱

お客様が申し込みの取り消しを申し出た研修会の代金の扱いはお客様の申し出日より以下のとおりとします。なお申し出日が当社休業日である場合は直前の当社営業日を申し出の期限とします。

代金	申出日	研修会開催日初日より	
		21 日以前	20 日以内
支払済		返金	金額お支払いいただくものとします (返金はいたしません)。
未払い		—	

第6条（研修会の開催中止）

受講予定のお客様が当社所定の人数に満たない場合には、その研修会の開催を中止する場合があります。この場合、当社は第2条に基づき成立した研修会の提供にかかる契約を解除できるものとし、お客様へは研修会開始予定日 1 週間前までに、その旨連絡します。なお、すでに研修会の代金を支払済の場合は、中止された研修会の代金をお客様に返金します。

第7条（研修会の受講に関する禁止事項）

お客様は研修会の受講にあたり、本条の禁止事項を遵守するものとします。本条の禁止事項を遵守しない場合、当社は当社の判断でお客様に対して受講中の研修会の中途退席を含む以後の受講をお断りすることができるものとします。またこの場合研修会の代金は返金しないものとします。

- (1) 研修会の内容の録音、録画、ライブ配信。
- (2) 携帯電話、PHS およびポケットベル等の通信機器の使用。
- (3) 研修会の講師の指示に従わない等の行為。
- (4) 研修会の運営を妨害する行為、他の受講生に対する迷惑行為。

第8条（研修会の受講に関する留意事項）

1. 研修会の受講は、本条の留意事項をご承諾いただきます。
 - (1) 研修会開催中の電話のお取り次ぎはいたしておりません。
 - (2) 研修会用テキストの先出しは当社の定める一部の研修会を除き対応いたしません。
2. 当社は他社開催の研修会を除き、以下の発行基準を満たしたお客様に対して受講証明書をご希望に応じ発行いたします。なお、受講証明書の再発行は応じられませんのでご注意ください。ただし別途受講証明書の発行について定めた研修会はその定めが本条に優先して適用されるものとし、本条の定めは適用されません。

研修会種別	対象となる研修会	発行基準
研修会	全ての研修会	70%以上の出席

第9条（個人情報の取扱）

1. 当社はお客様が研修会の受講または教材の申し込みにより当社に開示した個人情報を当社の定める個人情報

保護方針およびプライバシー・ステートメント (<http://www.flexjapan.com/privacy.html>) に従い取扱うものとし、お客様はこれに同意するものとします。

2.前項に定めるほか以下各号に定める場合はお客様の個人情報が第三者に提供されることにお客様は同意するものとします。

①他社開催の研修会について、お客様の個人情報が他社に当社より提供され、当該個人情報について他社の個人情報取扱規則が適用されること。

②第三者が認定する研修会について、当該研修会の教材、認定証の送付等の目的のためお客様の個人情報が当該第三者に提供され、当該個人情報について当該第三者の個人情報取扱規則が適用されること。

第 10 条 (知的財産権)

1.当社はおお客様に対し、研修会でおお客様に提供するコンピュータプログラム・関連マテリアル・技術情報等(以下「ソフトウェア等」とします)につき、研修会の受講の目的の範囲内でのみお客様に対し研修会開催期間中に限り、非独占的かつ譲渡不能な使用权を許諾します。

2.前項に基づき当社が提供または使用を許諾する自主学習用教材および研修会で使用を許諾するソフトウェア等の著作権は当社もしくは開発元その他当社へのライセンサーに帰属します。お客様は研修会、または自主学習用教材の申し込みによりソフトウェア等の著作権を取得するものではなく、いかなる形態であれソフトウェア等の全部もしくは一部を複製・改変その他処分をすることはできません。

3.前各項に定める他、教材の使用条件は当該教材に付された、または表示される使用許諾条件によるものとします。また当該使用許諾条件の定めと本条の定めが異なる場合は使用許諾条件の定めが本条に優先します。

第 11 条 (輸出管理)

1.お客様は、当社から提供又は開示を受ける製品、技術情報(ソフトウェア等を含み、以下同じ)等並びにこれらを利用した製品、技術情報等を、必要な日本および米国政府の許認可を取得することなく日本国外に持出し又は輸出を行うことはできません。

2.当社は、研修会の実施に関して日本国政府又は米国政府の許可が遅延し又は許可されない場合、お客様に通知の上その実施を延期し、又は受講にかかる契約を取り消すことができるものとし、これにより生じた損害については免責されるものとします。

第 12 条 (保証および責任)

1.当社は、研修会の内容およびご利用結果については本規約で明示の保証を行っているもの以外は一切の保証を行わないものとします。

2.当社は、当社が本規約に違反したことによりお客様に損害を与えた場合には、通常かつ直接の損害に限りお客様が被った損害を賠償するものとします。ただし、損害賠償額は、当該損害発生の原因となった研修会の代金として当社が受領した金額を限度とします。また、お客様の当社に対する損害賠償その他の請求は、当該請求原因が生じた日から 2 週間以内になされなければならないものとします。なお、本項は、契約責任、不法行為責任その他法律上の請求理由を問わず、適用されるものとします。

3.本規約に関する訴訟は札幌地方裁判所を第 1 審専属合意管轄とします。

-以上-

(2013 年 2 月 Version 1.0)